

## 豊島区の障害者差別解消法に関する取り組み【平成 28 年度】

### 1 豊島区障害者権利擁護協議会の設置（平成 28 年 10 月 13 日設置）

「豊島区障害者権利擁護協議会概要」・「豊島区障害者権利擁護協議会設置要綱」参照

### 2 豊島区職員対応要領の制定（平成 28 年 5 月 31 日施行）

障害者差別解消法第 10 条第 1 項の規定により、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針に即し、豊島区職員が適切に対応するために必要な事項を定めた「豊島区における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を制定し、副区長名で依命通達した。

### 3 障害者差別解消法職員対応マニュアルの作成（平成 28 年 11 月発行）

職員対応要領を補完する役割として、法律の概要や、対応の具体例、様々な障害の特性などについて、わかりやすく説明したマニュアルを作成し、全庁に周知した。

### 4 職員アンケートの実施

目的：区職員における障害者差別解消法に関する現在の認知度及び今後の課題を把握する

実施期間：平成 28 年 11 月 29 日～12 月 28 日

調査対象：豊島区職員 3,000 名 回答数：1,683 件（回答率：56.1%）

集計結果：別紙参照

### 5 周知啓発事業

#### (1) 職員研修

##### ①障害を知る～映画「風は生きよという」を通じて

日程：平成 28 年 12 月 9 日（金） 13 時 20 分～16 時 30 分

場所：豊島区役所本庁舎 1 階 としまセンタースクエア

講師： 宍戸大裕監督、小田政利氏（出演者）

内容：人工呼吸器を使用している方が地域で生活をしている実態を描いたドキュメンタリー映画の上  
映及び、出演者（当事者）、映画製作関係者の講演

参加者数： 61 名

##### ②障害者サポート講座

日程：平成 29 年 2 月 1 日（水） 13 時 15 分～16 時 45 分

場所：生活産業プラザ 3 階 大会議室

講師：目白生活実習所・福祉作業所 施設長 上原直哉 氏

豊島区聴覚障害者協会 会長 長谷川則之 氏（聴覚障害）

豊島区身体障害者福祉協会 副会長 小宮山芳人 氏（視覚障害）

障害福祉課 精神障害者福祉グループ 松川君子 係長

豊島区民社会福祉協議会 職員

内容：障害当事者・支援者からの講演及び車椅子の操作方法などの実技

参加者数： 24 名

## (2) 区民向け事業

### ①2週連続「映画&トーク」

目的：障害者差別解消法の施行に伴い、一般区民の方の障害に関する理解促進を図る

対象：一般区民、民生児童委員、障害者団体等

場所：豊島区役所本庁舎1階 としまセンタースクエア

<第1弾>日程：平成28年7月13日(水)

内容：映画「風は生きよという」上映

トーク 穴戸大裕監督、海老原宏美氏(出演者)

テーマ 障害者と地域のつながり

参加者数：104名(内訳：一般92名 関係者12名)

<第2弾>日程：平成28年7月20日(水)

内容：映画「逃げ遅れる人々 東日本大震災と障害者」上映

講演 豊島区民社会福祉協議会 地域相談支援課長 大竹宏和氏

テーマ 被災地支援の経験から

参加者数：105名(内訳：一般98名 関係者7名)



### ②障害者差別解消法 施行リーフレットの作成・配布

作成部数：3,000部

配布先：区関係窓口、区施設(図書館、区民ひろば、文化創造館等)、区内福祉関係事業者、障害者団体、障害者相談員、民生児童委員、区政連絡会等

### ③障害者差別解消法啓発事業講演会

目的：障害者差別解消法が施行されて半年が経過する10月に改めて講演会を開催し、障害者の権利を守り、共生社会を実現するために必要なことについて考える機会を設ける

日程：平成28年10月24日(月)

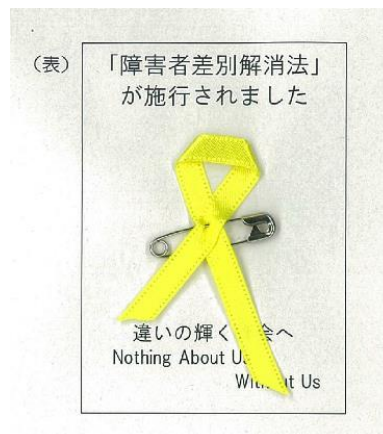
内容：「共生社会の実現に向けて」

講師：毎日新聞社 論説委員 野澤和弘氏

参加者数：80名(内訳：一般65名・職員7名・関係者8名)

その他

講演会開催に合わせて障害者権利条約のシンボルマークであるイエローリボンを作成、配布職員が業務中イエローリボンを着用。



## 1. 目的

豊島区における障害者の権利擁護に関する事項の検討及び、関係機関の連携を図る

## 2. 根拠法令

- ・障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律 第17条第1項

国及び地方公共団体の機関であって、医療、介護、教育その他の障害者の自立と社会参加に関連する分野の事務に従事するもの（以下この項及び次条第二項において「関係機関」という。）は、当該地方公共団体の区域において関係機関が行う障害を理由とする差別に関する相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、関係機関により構成される障害者差別解消支援地域協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

- ・障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律 第35条

## 3. 内容

○関係機関によるネットワーク構築等

○障害者差別解消に関する事項

- ・障害者差別に関する相談体制の整備
- ・関係機関等が対応した相談事例の共有
- ・構成機関等における斡旋・調整等の様々な取組による紛争解決の後押し
- ・障害者差別の解消に資する取組の周知及び障害理解のための研修・啓発

○障害者虐待防止に関する事項

- ・障害者虐待の防止、早期発見のための普及啓発
- ・その他障害者虐待問題を防止するために必要と認める事項

○その他障害者の権利擁護に関する事項

## 4. 委員構成

別紙要綱（第4条）参照

※幹事については、第6条に規定

## 5. 経過

平成28年10月13日 設置 第1回開催

平成29年2月10日 第2回開催

# 豊島区障害者権利擁護協議会設置要綱

平成28年10月12日

保健福祉部長決定

## (設置)

第1条 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）第17条第1項及び、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成24年法律第67号）第35条に基づき「豊島区障害者権利擁護協議会」（以下「協議会」という）を設置する。

## (目的)

第2条 協議会は、関係機関等が相互の連絡を図ることにより、障害を理由とする差別に関する相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うとともに、障害者の虐待防止について適切かつ的確な対応並びに虐待発生防止を図ることを目的とする。

## (所掌事項)

第3条 協議会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 地域の関係機関によるネットワーク構築等に関すること。
- (2) 障害を理由とする差別に関する相談に関すること。
- (3) 障害を理由とする差別の解消に資する取組みの周知・啓発に関すること。
- (4) 障害者虐待の防止、早期発見のための普及啓発に関すること。
- (5) その他区長が必要と認める事項。

## (構成)

第4条 協議会は委員16名以内で組織する。

- 2 委員は、別表1にあげる者とする。
- 3 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選による。
- 3 副会長は、会長の指名による。
- 4 会長は協議会を代表し、会務を総理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

## (幹事)

第6条 協議会における協議・検討の充実及び効率化を図るため、委員のほかに幹事を置く。

- 2 幹事は、別表2にあげる者とする。

(運営)

第7条 協議会は、会長が必要に応じ召集し、これを主宰する。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を協議会に出席させることができる。
- 3 会長に事故あるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(個人情報の保護)

第8条 協議会の関係者は、会議で取り扱う個人情報に対して守秘義務を負うものとする。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、保健福祉部障害福祉課において処理する。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年10月13日から施行する。

別表1 (第4条関係)

委員	学識経験者
	医師
	弁護士
	臨床心理士
	就労支援関係者
	民生委員・児童委員
	障害当事者
	障害者地域支援協議会専門部会長
	障害福祉関係事業所
	権利擁護関係者
	社会福祉団体

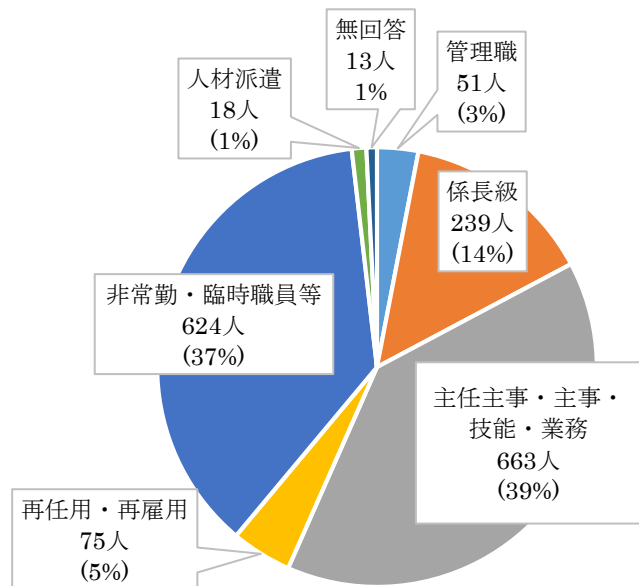
別表2 (第6条関係)

幹事	保健福祉部長
	防災危機管理課治安対策担当課長
	子育て支援課長
	高齢者福祉課長
	障害福祉課長
	健康推進課長

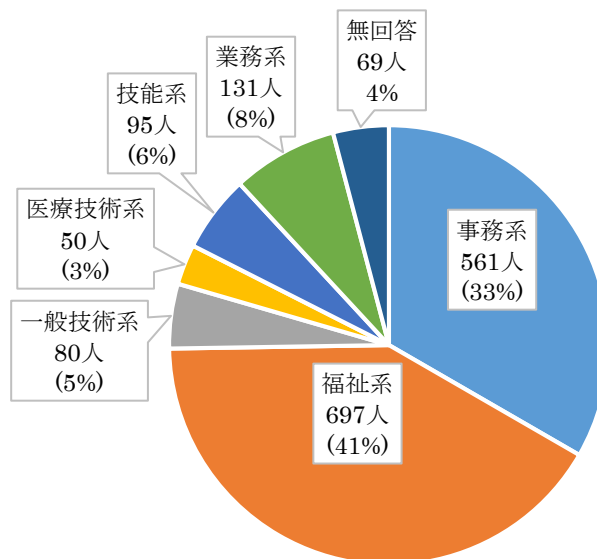
# 障害者差別解消法職員向けアンケート集計結果（一部抜粋）

実施期間 平成28年11月29日～12月28日  
 アンケート対象者 3,000人  
 回答数 1,683件  
 回答率 56.1%

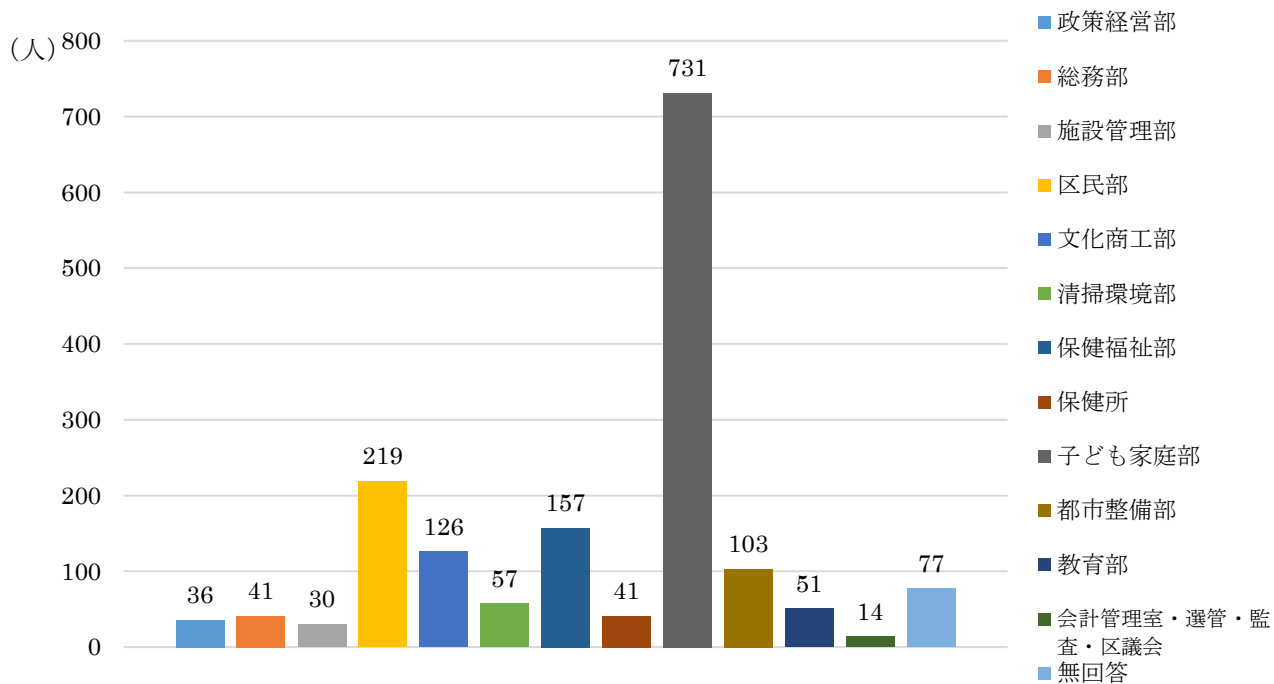
## ★ 職層



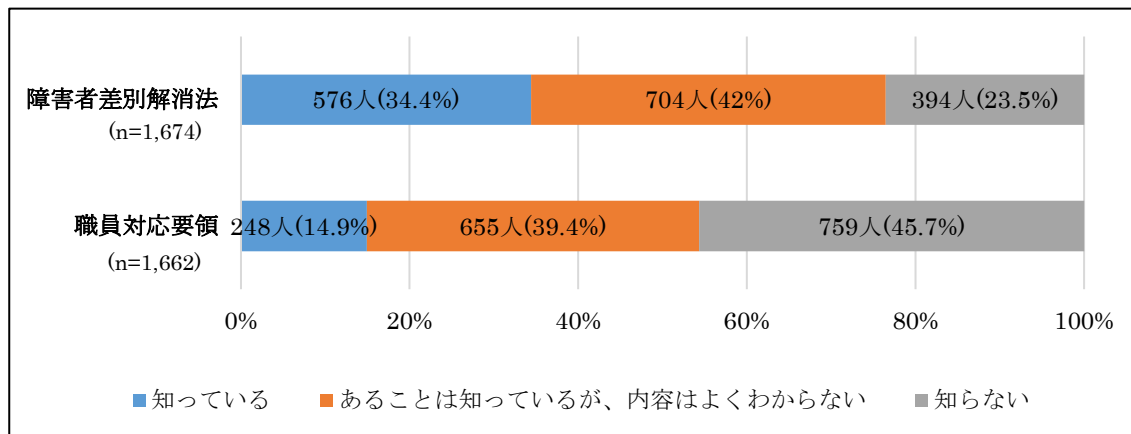
## ★ 職種



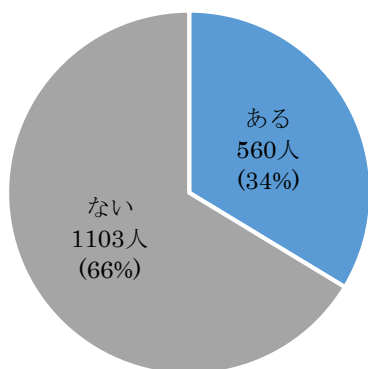
## ★ 所属部署



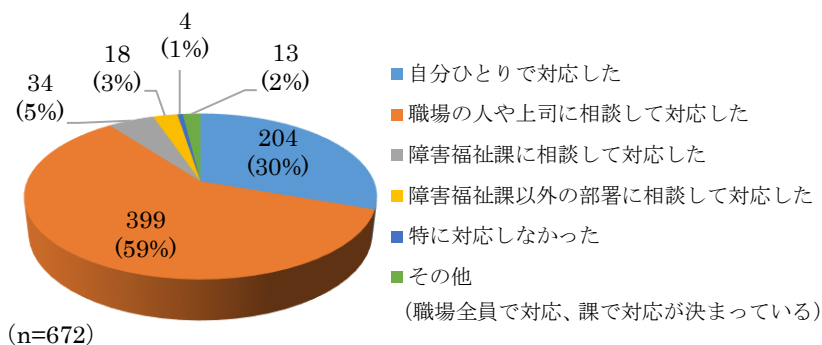
- Q1 障害者差別解消法を知っていますか  
 Q2 豊島区職員対応要領を知っていますか



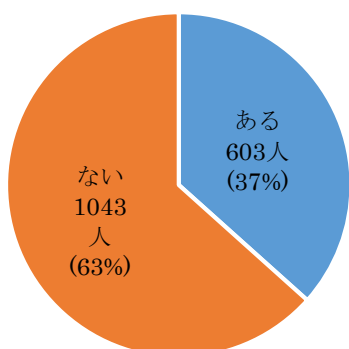
Q5 障害を理由として、何らかの配慮を区民の方から求められたことはありますか



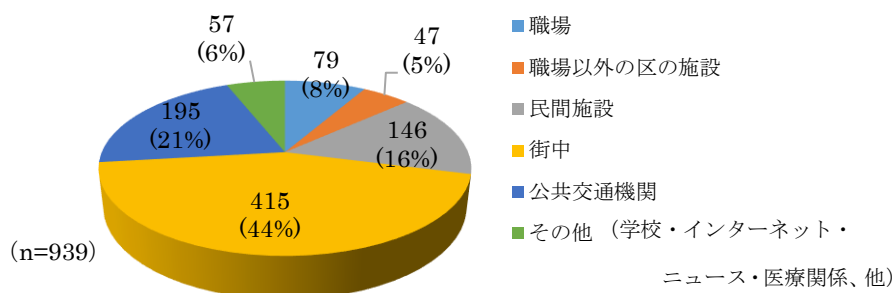
Q5-1 Q5で「①ある」と答えた方におうかがいします  
 その時にどのように対応をしましたか (複数回答可)



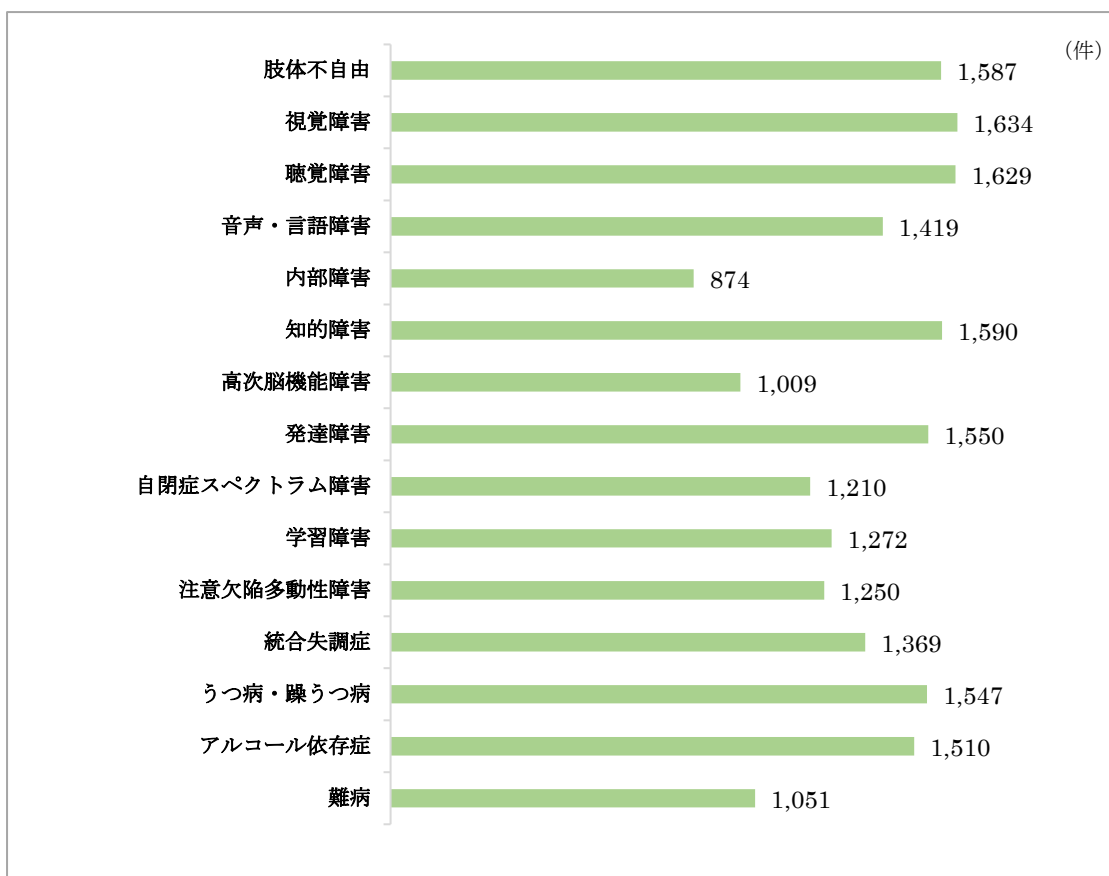
Q6 身の周りで障害者に対する差別を見たり、聞いたりしたことはありますか



Q6-1 Q6で「①ある」と答えた方におうかがいします  
 それはどのような場面ですか (複数回答可)



Q7 以下の障害のうち、知っているものにチェックを入れてください（複数回答可）



Q8 障害のある方に適切に対応するために、どのような情報があればよいと思いますか（複数回答可）

